

かぬま にこう

KANUMA-NIKKO

誌上講演

エイジフリーを生き抜くヒューマンスキル
時節がら“かくれ脱水”に細心の注意を

2015（平成27年）夏号
vo.8.



8

8月1日／広報委員会
通巻第53号

公益社団法人鹿沼日光法人会

めざします、企業の繁栄と社会への貢献

エイジフリーを生き抜くヒューマンスキル

雇用問題コメンテーター

長嶋俊三

◆仕事能力の把握チェック

◆高齢期に必要な

ヒューマンスキル

◆カウンセリング マインドが基本

組織人から職業人へ転換する50歳代からの後期キャリア形成について前回は書いたが、エイジフリーにつながる生涯キャリア形成を行うには、次取り組みが必要である。第一は、人事管理すべてについて基本を年齢ではなく仕事能力に変える必要がある。第二は、年齢にかかわりなく貢献できる能力は短期間では身につかず、年月をかけないと形成できない。第三は、高齢社員は心身機能の低下という弱みをもつていて、これを補完する働きかけが必要になる。この仕事能力を把握するために、次の五項目でチェックする。一、業績貢献―会社の業績にどう貢献しているか、二、仕事の仕方―専門能力、体力をどう発揮しているか、三、専門能力―仕事に必要な体力をどう維持改善しているか、五、意識、意欲―仕事を通じて成長する意

ある企業の人事担当者が高齢者の能力についてこんなことを言った。「高齢者には技術的な専門能力であるテクニカルスキル、プランニングやプロセス管理能力としてのマネジメントスキルという大きな能力があるが、でも最後に生き残る人をみると、人間関係のいい人、ヒューマンスキルのある人ということになる」。部下に威張らない人間的魅力のある人というわけだ。

個性重視、人間尊重、ワーカライフバランス、人生設計といった考え方が重要視される価値観の変化のなかで、ヒューマンスキル開発への取り組みは、若い社員の定着性の向上といった視点からも非常に重要なつながりを持っている。しかし、生涯的キャリア形成のなかにヒューマンスキルを位置づけている企業はほとんどない。

育てるものではなく、人間関係や職場風土から自発的に育つものである。いつまでも能力を発揮するには、ヒューマンスキルが決め手となる。

【筆者紹介】

長嶋俊三(ながしま・しゅんぞう)

一九四七年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、七九年より(財)高年齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。

二〇一一年六月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』(清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊)、『エージレス就業社会』(共著、日本能率協会マネジメントセンター刊)などがある。



組織の人と人との関係は、「見知らぬ関係」から「傾聴の関係」、「人間尊重の関係」、「感動の関係」、「成長の関係」、「信頼の関係」へといふプロセスで進むが、人は職場の仲間との対話を通じて尊重されることで信頼感を生み、それが自己変革を促し、自分の価値を再認識して成長エネルギーを生み出す。社員のやる気は

誌上講演-2

「水と一緒にナトリウムの補給が極めて重要」



同時に電解質が不足すると起きる」と説明されているのをご存じでしょうか。これが今回のポイントになります。

同時に電解質が不足すると起きる」と説明されているのをご存じでしょうか。これが今回のポイントになります。

電解質へイオン>とは水に溶けると電気を通す物質のことですが、少し難しくなるので手つ取り早く、脱水症に最も深く関わっているのはナトリウム、次にかなり飛んでカリウムのことだと覚えて下さい。これらが不足すると神経や筋肉のバランスが崩れるので、症状は急激に悪化していきます。

多くなつたので、エアコンをつけ忘れて寝たり、途中で切れたりすると、高温、無風の密室となり、かくれ脱水はベールをはぎ、本物の脱水症、熱中症を引き起こします。犠牲になるのは高齢者と乳幼児がほとんどです。車で遠くに出かける時も車内は密室に似た状況になります。もし適切な飲み物が手元にあれば貴重な命を救えるはずと、委員会のメンバーたちがこうした“熱中症予備軍”に呼びかけているのは、「経口補水液」の常備です。ちょっと難しい言葉ですが、経口は口から入れるという意味で、補水液とは水を補つた液体のこと。具体的には普通の水に食塩とブドウ糖を混ぜた飲み物を身近に置き、おかしいと思えば自分ならすぐに飲み、周辺の人なら迷わず飲ませよう、

経口補水液は市販もされていますが、自宅でも簡単に作れます。WHO（世界保健機関）も勧めている作り方は、水1㍑に食塩3㌘、砂糖40㌘を入れ、よくかき混ぜます。レモンやフルーツジュースを絞つても構いませんが、氷はダメです。

ノドが尋常でなく乾くなど異変を感じたら、補水液をゆつくりと飲みましょう。一気飲みだと効力が薄れます。

高齢化社会に加えて住環境の変容で、特にお年寄りは、かくれ脱水の危険にさらされています。乳児のいる家庭も含めて、補水液を冷蔵庫に保管する心構えが必要になつたようです。

参考までに、毎年6月から9月までに熱中症で救急搬送されるのは全国で約6万人。半数近くが65歳以上の方です。

経口補水液は市販もされますが、自宅でも簡単に作れます。WHO（世界保健機関）も勧めている作り方は、水1㍑に食塩3㌘、砂糖4㌘を入れ、よくかき混ぜます。レモンやフルーツジュースを絞つても構いませんが、氷はダメです。ノドが尋常でなく乾くなど異変を感じたら、補水液をゆつくりと飲みましょう。一気飲みだと効力が薄れます。

高齢化社会に加えて住環境の変容で、特にお年寄りは、かくれ脱水の危険にさらされています。乳児のいる家庭も含めて、補水液を冷蔵庫に保管する心構えが必要になつたようです。

参考までに、毎年6月から9月までに熱中症で救急搬送されるのは全国で約6万人。半数近くが65歳以上の方です。

【筆者紹介】

大谷克弥（おおたに・かつや）
医療ジャーナリスト。東

北福祉大学講師。日本医学
ジャーナリスト協会会員。
読売新聞社出身で、在職中
に長期連載「医療ルネサン
ス」を創設。現在はフリーラ

で、著作、講演活動などに

從事。

医療ジヤーナリスト

会長就任あいさつ

会長 高橋 宏



このたび、先の通常総会において上原前会長の後任として鹿沼日光法人会の会長に就任いたしました高橋宏でございます。このようない重責を担うことに、多くの不安がありますが、すべての会員の皆様や、関係各機関の方々、さらには日々ご苦労をおかけしております事務職員の方々のお世話になりながら、二年間責務を果たしてまいりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、法人会は健全な納税者の団体そしてよき経営者をめざすものの団体として、いわゆる税のオピニオンリーダーとしての活動を開催しております。また、会員研修会や地域密着型の諸活動を通して、社会貢献を果たしています。

会員の皆様方には、今まで同様ご支援を賜りたく、心からお願い申し上げ、就任いたします。

してまいります。さらに毎年、国会や地方議会へ税制改正要望という陳情活動も展開しています。

鹿沼日光法人会は、鹿沼支部と日光支部から成り立つており、さらに、鹿沼支部は鹿沼ブロックと栗野ブロックに、日光支部は今市ブロック、日光ブロック、藤原栗山ブロック、足尾ブロックに分かれています。

それぞれの支部あるいはブロックごとに様々な事業が繰り広げられ、会員相互の親睦が図られています。今後も、当法人会においては、支部あるいはブロックでの活動を活発にしていただきながら、会員のための諸活動を心がけていきたいと思います。

副会長・部会長の紹介



副会長
相良 芳隆



副会長
西岡 一明



副会長
池澤 達夫



副会長
片柳 伸一



女性部会長
小田部 周子



青年部会長
齋藤 潔



副会長
赤間 郁雄



副会長
野口 義和

よろしくお願ひいたします。 役員一同

第4回通常総会、臨時理事会、記念講演会を開催！

～会長に、高橋宏氏を選任～

第4回通常総会

第2号議案 理事42名及び監事3名の選任の件

平成27年6月11日（木）

午後2時より、公益社団法人鹿沼日光法人会第4回通常総会が、ニューサンピア栃木（鹿沼市）において開催された。当日は、会員80名、委任状行使者1,008名が出席し、通常総会は有効に成立した。

総会は、上原会長の開会の挨拶の後、まず、平成26年度事業報告を行い、平成26年度監査報告及び計算書類の承認、理事42名及び監事3名の選任について、決議された。決議された内容は次のとおり。

第1号議案 平成26年度監査報告及び計算書類の承認の件



臨時理事会

「消費税期限内完納の推進」宣言

第4回通常総会終了後開催さ

れた、臨時理事会において、新役員が決定され、会長に、高橋宏氏、副会長に、片柳伸一氏、池澤達夫氏、西岡一明氏、相良芳隆氏、野口義和氏、赤間郁雄氏、が選任された。また、「顧問推薦の件」、「委員会委員推薦の件」についても原案通り決定した。（本誌7ページ役員名簿参照）

消費税期限内完納推進宣言

上程された議事及び報告事項終了後、席上、「消費税期限内完納推進宣言」を行った。（内容は下記のとおり）



記念講演会

会議終了後、(株)東京商工リサーチ 情報本部 情報部部長 松永伸也氏より、「倒産から見る日本経済の変容」と題

し、記念講演を行った。



任期満了に伴う役員改選に伴い、理事42名と監事3名の選任を行うことについて、各ブロックより推薦された理事及び監事候補者について、別紙資料により事務局から説明がなされた。本件について、議長より議場に詰つたところ、全会一致で承認を得た。

以上で、議案は終了となりました。なお、承認された平成26年度計算書類については、当会ホームページにてご確認ください。

次に、「その他の報告事項」となり、去る3月18日理事会で決議された「平成27年度事業計画」及び「平成27年度収支予算書」、及び「平成28年度税制改正提言について」説明を行つた。

本件について、議長より議場に詰つたところ、全会一致承認を得た。

私たち鹿沼日光法人会は、これまで長きにわたり、税務行政の適正かつ円滑な推進に寄与するとともに、納税道義の高揚及び税知識の普及に貢献することを目的として、これまでに積極的に取組んできました。今般、税務行政に与える影響が大きな税制改正が行われたことを踏まえ、消費税の期限内完納が納税道義や国の財政基盤の観点から極めて重要なことを改めて認識し、税務当局との緊密な連携を図りながら、消費税の期限内完納推進のための各種施策に積極的に取り組むことをここに宣言します。

着任のあいさつ



鹿沼税務署長

北條 進午

この度の異動により、鹿沼税務署長として着任いたしました
北條でございます。

関東信越国税局、課税第一部
国税訟務官室から転任してまい
りました。鹿沼税務署には平成
19年に総務課長として1年勤務
させていただいており、当時の
ことが懐かしく思い起こされま
す。

鹿沼税務署管内は、「世界遺
産」の日光の社寺を始め、「国
宝、重要文化財」の建造物など
の歴史的・文化的な遺産も数多く
あり、また、日光杉並木街道、
華厳の滝や温泉街など日本を代
表する観光地を管内に有する特
色ある地域に勤務できること
を大変光栄に思っております。

公益社団法人鹿沼日光法人会
におかれましては、「よき経営者
を目指す健全な納税者団体」と
して、正しい税知識の普及や納
税意識の高揚のため、企業内部
統制面や会計経理面の質的向上

に資することを目的とした国税
庁後援事業でもあります。「企
業の税務コンプライアンス向上」
への取組を積極的に行うとともに
に、青年部・女性部を中心とし
た「租税教育活動」「税金クイ
ズ」などの社会貢献活動の積極
的な展開など、高橋会長をはじめ
め、法人会役員及び会員の皆様
方の日頃の取組に、心から敬意
を表する次第であります。

さて、私どもは、国民の皆様
からの理解と信頼の下、「納税者
の自発的な納税義務の履行を適
正かつ円滑に実現する。」こと
を使命しております。

このため、善良な納税者には
親切丁寧な行政サービスを提供
する一方で、悪質な納税者には
厳正な態度で臨むなど、改正国
税通則法の円滑な執行に配慮し
つつ適正な調査・徴収に取り組
むとともに、納税者の皆様の利

便性向上や行政運営の効率化を
図るため、e-Taxを始めと
して、正しい税知識の普及や納
税意識の高揚のため、企業内部
統制面や会計経理面の質的向上

する税務行政のICT化の一層
の進展に努めているところであ
ります。

本年度は、社会保障・税番号
制度の導入が予定されておりま
すので、当制度の円滑な導入を
図るため、制度の認知・理解の向
上に向け、制度に関する周知・
広報を積極的に行うこととして
おりますので、説明会の開催な
どにご支援をお願い申し上げま
す。

また、鹿沼日光法人会会員企
業の皆様には率先してe-Tax
をご利用していただいているほか、
納税証明の請求やダイレクト納
付等の手続きに関しましても積
極的なご利用をいただいている
ところであり、法人会の皆様の日
頃からのご協力に対しまして深
く感謝いたしますとともに、今後
におきましても税務行政のよ
き理解者としてより一層のお力
添えを賜りますよう重ねてお願
い申し上げます。

最後になりますが、公益社
団法人鹿沼日光法人会の益々の發
展と会員の皆様方のご健勝並び
に会員企業のご繁栄を心から祈
念いたしまして、着任のあいさ
つとさせていただきます。



職名 / 署長
氏名 / 北條 進午 (ほうじょう しんご)
前任地 / 国税局 課税第一部 国税訟務官
前職 / メタボ対策のため JOG を少々



職名 / 総務課長
氏名 / 藤田 研二 (ふじた けんじ)
前任地 / 国税局 総務部 人事第二課
前職 / 野球、サッカー

法人会に一言

かつて国税局法人課税課で法人会関係の事務を担当
したことがあります、関係団体の中核である法人会
は税務行政にとって欠くことのできない大切な存在です。

好きな言葉

為せば成る、為さねば成らぬ何事も。

法人会に一言

法人会会員の皆様方と連携・協調を図りながら、企業や
地域の発展等とともに、税務行政も推進できればと考え
ております。お互いに協力し合うことで、プラスαの相乗効
果が出るような関係を構築して行きたいと思っていますので、
よろしくお願い致します。

好きな言葉

七転び八起き

会員増強・福利厚生制度

功労者に感謝状を贈呈！

平成26年度に、当会が実施した「会員増強運動」並びに、「福利厚生制度普及拡大」、そして功労のあつた役員に、通常総会の席上、感謝状が贈られた。

◎会員増強運動功労者

鹿沼相互信用金庫

足利銀行鹿沼支店

足利銀行鹿沼東支店

栃木銀行鹿沼支店

栃木銀行鹿沼東支店

足利銀行鬼怒川支店

栃木銀行今市支店

栃木銀行鬼怒川支店

大同生命保険(株)宇都宮支社

A I U 損害保険(株)宇都宮支社

◎福利厚生制度推進功労者

野澤諭美

(A I U 損害保険(株)宇都宮支社)

川畑正和

(A I U 損害保険(株)宇都宮支社)

◎役員功労者

上原昭夫（前会長）
菅沼清（前副会長）

大槻清子
(アフラック宇都宮支社)

足利不動産(株)（同）

清水真一（同）



鹿沼税務署定期異動

（平成27年7月）

課・部門	新任者		
	職名	氏名	前勤務地・職名
	署長	北条 進牛	局 国税訟務官室 主任訟務官
総務	総務課長	藤田研二	局 人事第二課 課長補佐
総務	総務係長	福田陽介	留任
総務	総務係長	鈴木一史	留任
管理運営一	統括官	鈴木雅之	留任
管理運営二	統括官	沼尾和津也	大田原税務署 管理運営2 統括官
徴収	統括官	大森浩	足利税務署 徴収 統括官
個人課税一	統括官	吉川友和	浦和税務署 税務広報広聴官 税務広報官
個人課税二	統括官	青木正人	大宮税務署 個人3 統括官
資産課税	統括官	新島秀幸	越谷税務署 資産2 統括官
法人課税一	統括官	渡辺哲夫	留任
法人課税二	統括官	稻葉芳昭	留任
法人課税三	統括官	松島佐智恵	局 課税第二部 源泉センター
法人課税一	統括上席	泉直美	留任

(敬称略)

(公社)鹿沼日光法人会新役員名簿

(平成27年
6月11日現在)

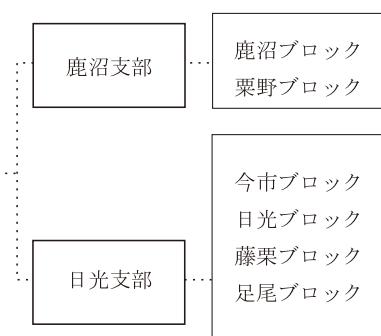
																					役職名	氏名	企業名
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	顧問	上原昭夫	(株)キヨウリツ		
米山 シズ子	小太刀 昌子	加藤 礼子	青木 昭彦	安田 博	金子 道彦	香川 宏一郎	森田 壮重	阿部 真一	原田 久男	山崎 倫哉	山嶋 周子	小田部 裕二	吉村 繁	中山 裕二	赤間 義和	西岡 隆	池澤 達夫	片柳 伸一	会長	閑口 明	(株)鹿沼ランチサービス	関口明税理士事務所	
米山そば工業 (株)	(有)マーサーズ	(株)エムシーシー(有)	(株)旅楽	(株)安田測量	(株)カネコアルトップ	(有)鹿沼スマイミングスクール	(株)山口製作所	(株)カルツクス	(株)ユミテイ	(有)晃南印刷	(株)丸二産業	(株)山崎モータース	(有)吉村印刷	(株)時代村	(有)赤間造林土木	(有)三興社印刷所	(有)池澤設計	副会長	高橋 宏	(株)八百半フードセンター	(株)鹿沼ランチサービス		

		監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	役職名	氏名	企業名	
小林 達夫	橋本 公之	大森 尚子	古木 正之	神山 和雄	遠藤 晴希	小野 吉正	荒引 貞子	山城 晃一	浅沼 克正	伴和 博	根本 芳彦	鶴巻 正男	岸野 房子	谷津 光彦	三中 春彦	齋藤 潔	湯浅 有二	板垣 ケイ子	牛久 忠	樽見 正衛	(株)鹿沼木工(株)	牛久自動車修理工場
(株)丸重	鹿沼相互信用金庫	森尚子税理士・社会保険労務士事務所	(有)古木組	(有)神山鉄工所	(有)緑水	(有)鬼怒川パークホテル	(有)荒引水道	(株)平の高房館	(有)浅沼建設	(有)富士屋食堂	(株)春茂登旅館	(株)三本松茶屋	(株)岸野	(株)谷八	(有)日光有機	(有)大沢運送(有)	(株)イタガキ建鉄	(有)神保栄三久商店	(有)社団医療法人明倫会	(有)牛久自動車修理工場	(有)神保栄三久商店	

支部(組織)のご案内

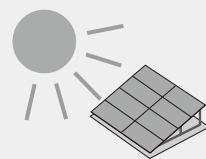
支部ブロックの役員名

公益社団法人
鹿沼日光法人会



鹿沼支部	支部長	高橋 宏
	副支部長	片柳 伸一
		(鹿沼ブロック担当)
	副支部長	池澤 達夫
		(栗野ブロック担当)
日光支部	支部長	西岡 一明
	副支部長	相良 芳隆
		(日光ブロック担当)
	副支部長	小林 達夫
		(今市ブロック担当)
	副支部長	野口 義和
		(藤原栗山ブロック担当)
	副支部長	赤間 郁雄
		(足尾ブロック担当)

金 稅 問 答 Q & A



問い合わせ 風力・太陽光発電システムについて

自動車製造業を営む法人が自社の工場構内に自動車製造設備を稼働するための電力を発電する設備として設置した風力発電システム又は太陽光発電システムの耐用年数は何年ですか。
(設備の概要)

風力発電システム

・・・風力で風車を回し、これを発電機に繋げることにより発電を行うシステム。価格8,000万円～20,000万円。

太陽光発電システム

・・・太陽電池により蓄電した電力をパワーコンディショナーによつて增幅し配電するシステム。

答え

太陽光発電システム及び
風力発電システムに係る耐用年数は、いずれも

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第2「23輸送用機械器具製造業用設備」の9年が適用されます。

(理由)

1 本件資産は、自家発電設備の一つであり、その規模等からみて「機械及び装置」に該当します。

2 本件設備のように、その設備から生ずる最終製品（電気）を専ら用いて他の最終製品（自動車）が生産される場合には、当該最

終製品（電気）に係る設備ではなく、当該他の最終製品（自動車）に係る設備として、その設備の種類の判定を行うこととなります。

3 したがつて、本件設備は、自動車・同附属品製造設備になりますので、日本標準産業分類の業用区分は、小分類（「311

自動車・同附属設備製造業」）に該当し、その耐用年数は、耐用年数省令別表第2「31 業用設備」の「その他の設備」の「主として金属製のもの」の17年ではなく、同別表第2「23 輸送用機械器具製造業用設備」の9年を適用することとなります。

税務署だより

法人税・消費税の決算説明会

法人税・消費税の決算説明会は、正しい決算と申告書を提出していただくため、次のような内容について担当講師が説明を行っております。

- ① 法人税の決算と申告のポイント

- ② 法人税・消費税・源泉所得税の税制改正の留意点

- ③ 印紙税の留意点

- ④ その他質疑

なお、説明会の開催前には、「法人税・消費税の決算説明会のご案内」の案内ハガキを送付しておりますので、詳しい日時・会場等については送付されたハガキをご覧ください。

年末調整説明会のお知らせ

年末調整説明会は、年末調整に必要な準備から年税額の計算方法や過不足税額の精算の仕方、法定調書の作成及び提出までの一連の事務についての説明を行います。

給与所得者の大半の方は、この「年末調整」により、一年間の所得税の納税が完了し、改めて確定申告の手続きを行う必要がなくなる大変重要な事務ですから、説明会には是非ご出席いただきますようお願いいたします。

なお、年末調整関係書類は説明会開催前に郵送等により発送いたしますので、説明会出席の際はご持参ください。

開催予定期

対象法人の決算期	開催時期
3、4、5月	3月
6、7、8月	7月
9、10、11月	9月
12、1、2月	12月

説明会の日時等

平成27年分の年末調整説明会を下記の日程により開催します。是非ご出席いただきますようお願いいたします。

開催日	開催時間	会 場
11/26 (木)	13:30～15:30	鹿沼市民文化センター
11/27 (金)	13:30～15:30	日光市今市文化会館

お 知 ら せ

税の分野でも社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

～番号制度の導入により税務関係書類に番号の記載が必要になります～

社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。

国税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号（マイナンバー）・法人番号を記載することになります。

個人番号・法人番号の通知

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から住民票の住所に通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務などに限定されています。

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から登記上の所在地に通知されます。（法人の支店・事業所等や個人事業者には指定されません。）法人番号は、個人番号と異なり、原則としてインターネット上で公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

税務関係書類への番号記載時期

申告書や法定調書などを提出する方は、次のとおり税務関係書類に個人番号や法人番号を記載する必要があります。

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成28年12月末決算の場合) 平成29年2月28日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（注）	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

（注）法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。

したがって、個人番号が記載された申告書や法定調書などを税務署等へ提出する際には、税務署等で本人確認をさせていただくことになります。また、法定調書提出義務者の方が法定調書に記載するために金銭等の支払等を受ける方から個人番号の提供を受ける際には、本人確認をしていただく必要があります。

国税に関する社会保障・税番号制度についての詳細

国税に関する社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」をご覧ください。

なお、当ページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度」のバナーからアクセスすることができます。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp —

税務署より

文書照会等事務の集中処理部署の設置について

関東信越国税局では、法人課税関係事務等の一層の効率化を図ることを目的として、春日部税務署に文書照会等事務を集中的に処理する部署（以下「集中処理部署」といいます。）を設置し、関東信越国税局管内全 63 税務署所管の法人等に対する書面照会事務の一部を集約し、実施することとしました。

なお、集中処理部署における事務の概要は次のとおりですので、ご理解とご協力ををお願いいたします。

項目	内容等
集中処理部署の名称等	名称：春日部税務署 特別国税調査官（文書照会等担当） ※略称として「文書照会担当」といいます。 所在地：埼玉県春日部市大沼 2 丁目 12 番地 1 春日部税務署
事務の内容	1 照会文書の発送 ○照会文書を春日部税務署文書照会担当から発送します。 ○照会文書に対する回答書の返信先は、春日部税務署文書照会担当となります。 2 照会文書の未回答者等に対する電話照会 ○春日部税務署文書照会担当から、文書による照会内容について電話により照会させていただく場合があります。
対象税務署	関東信越国税局管内全 63 税務署
開始時期	平成 27 年 7 月 10 日（金）

～税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください～

被害に遭わないための注意事項

- 税務職員が納税者の皆様に電話で問い合わせる場合は、提出していただいた 申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。
- 税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機（ATM）の操作を求めることはございません。
- 税務署や国税局では、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることがございません。

■消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
■基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが利用
できます。

個人事業者の方
は振替納税も利用
できます。

■期限を過ぎると延滞税がかかります。
■確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回） ^(※3)

※1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※3 平成26年4月1日以後開始する課税期間から、自動的に中間申告書（年1回）を提出することができる任意の中間申告制度が設けられました。



税制改正に関する提言」まとまる!!

(一社) 栃木県法人会連合会では、この度、平成28年度税制改正提言をまとめました。今後、当会においても、各支部で、地元の市長、市議会議長に対する要望を行うこととなつております。

法人会では例年にならい、会員の意向を把握するため、アベノミクスの評価、消費増税先送りの可否、行財政改革、社会保障制度の改革や税負担のあり方などをテーマにしたアンケート調査を実施しました。

これらを踏まえて、平成28年度税制改正に関して、次のとおり提言します。

今回、要望の内容を掲載させていただきます。

【要望の趣旨】

現政権が発足して2年余り、日銀の異次元緩和が実施されて2年が経過しました。この間、我が国の経済は円安・株高・原油安があつて、リフレーションへの手掛けられしきみつつあり、アベノミクスが成果を上げていると言われます。しかし、消費税増税後の消費は力強さに欠け、直近の日銀の「生活意識」調査でも買え傾向が見られ、円安メ

リットが大きい輸出企業の増収益に対し、内需型企業や下請け或いは地方経済にはメリツトが及んでいないようです。

1. 地方経済と中小企業の活性化

アンケートの結果をみると、8割以上が景気回復を実感できないと回答しています。また、自社の業績について増益となつたのは4分の1で、4分の3は減益または変わらないと回答しています。地方経済と中小企業の活性化が強く望られます。

ドーナツ現象により空洞化した中心市街地の復活をはかるための施策や、事業承継に係る個別税制の創設、社会保険料を加えた負担の軽減などを検討し、中小商工業者の活性化を考えることを望みます。

2. 行政改革と財政健全化

アンケートの結果でも、行政改革の現状について8割が否定的な審判を下しており、財政健全化のために、8割が歳出の見直しと削減が不可欠だと答えています。

少子・高齢化が進み人口が減少する中で、GDPの2倍を超える政府債務残高の負担を将来世代に先送りしないために、国と地方の役割分担と行政機関の見直しを行い、徹底して無駄を削減すべきです。

【提言】(抜粋)

3. 社会保障制度の改革

消費税の増税は、社会保障制度を充実し安定的に持続させることを目的として、実施されたものと理解しています。予定された消費税の10%への増税を先送りしたことについて、アンケートでは6割が8割以上が景気回復を実感できないと回答しています。地方経済と中小企業の活性化が強く望られます。

しかし3分の2がこれにより社会保障制度改革が後退するのではないかとの不安と将来的の大増税を懸念しています。社会保障費用の増大を抑制する必要があると考えますが、社会保障給付は公平・公正であることが大事です。

4. 地方創生と国と地方の役割

「政策に期待する」が23%、「現行の中央集権化では期待できない」が15%、そして「まずは地方分権からはじめるべきだ」が62%にのぼり、「期待できない」を加えて、77%が止ど答えていました。

補助金、助成金につられた中央主導の計画、その予算の分振り合戦から脱却することと行政機構の見直しを行います。

5. 税負担のあり方と納税者意識

その上で、増税の対象に消費税を選択したものが最も多く、半数を上回る55%、次いで所得課税が32%、資産課税が13%となっています。また、法人税の実効税率引き下げについてのアンケートでは、「引き下げるべき」が58%と過半数を上回っているものの、「引き下げる必要はない」が42%あり、財界の意向とは必ずしも一致しない結果となりました。

これに関連するアンケートの設問で、「所得税を広く薄く負担する」、或いは「応能負担を強める」などに関心が高く、法人課税では「赤字法人の応益負担のあり方に関心を寄せる」など、税による再分配、負担の分かち合いは、時代の趨勢だと思います。

先ずは、中央省庁出先機関の地方移転、国と地方の役割分担明確化による権限・財源の移譲こそが、地方創生の一歩だと考えます。

加えて、議会の行政執行に対するチェック機能が重要であり、提案機能をも高めるべきです。

ことだと思います。

「平成 28 年度

「税金を納め、国や自治体に必要なサービスを求め、税金の

納税義務を履行するとともに、納税者意識を持つて、あるべき税制、言い換えれば税負担のあり方の議論に参加したいと考えます。

この一角をなすものだと自負しており、今後とも租税教育への取組みを推進していくつもりです。

② 当面の税制改正要望事項

法人課税、個人所得課税をはじめとして税目別に、会員の要望と関心が高いと思われる事項を選んで、アンケートを行いました。

その結果に基づいて、税目毎にトッピスリーをあげておきます。

① 法人課税

まずは基本税率の引下げ、中小企業への軽減税率適用所得金額の引上げ、次いで赤字法人の応益負担のあり方となつています。

② 個人所得課税

広く薄く負担する、累進度を高めて応能負担を高める、次いで配偶者控除などの見直しどとなつています。

背景には、課税ベースの拡大と税の再分配機能回復のための見直しを求めているのだ

（3）消費税

7. 終りに

アンケート制度)についての
それによると、制度をよく
知らないと答えたのは30%で、
70%はよく知っているとの結
果がでした。

つかし、運用面に懸念を持つものが半数です。IT社会において制度の実施と運用に携わる者に対する教育、指導を徹底し、不祥事の未然防止に努めてほしい。なお、アンケート結果は法人会の会員を対象としたものであり、一般的には理解、認識度は高くないと思われますので、制度の周知徹底をはかり、啓発に努めるよう願つておきます。

(1) 法人課税

中小企業への軽減税率適用所得金額の引上げ、次いで赤字法人の応益負担のあり方となっています。

(2) 個人所得課税

広く薄く負担する、累進度を高めて応能負担を高める、次いで配偶者控除などの見直しとなっています。

背景には、課税ベースの拡大と税の再分配機能回復のための見直しを求めているのだ

(2) 個人所得課稅

広く薄く負担する、累進度を高めて応能負担を高める、次いで配偶者控除などの見直しどとなつています。

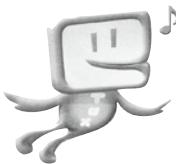
(5) 地方税

トツブ
産課税や
税との重
が薄れた
に固定資
化を求める
なつてい
分権改
る中で、
求め、税
んでほし

14

は事業所税、償却資
都市計画税など、国
複課税または必要性
税の廃止をあげ、次
産税における家屋の
と土地評価額の一元
るもののがほぼ同数に
ます。

お知らせ



間違い探しの答

(7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)
 デジタル信号の位相
 デジタル信号の数量
 デジタル信号の大きさ
 デジタル信号の位置

〔事務局〕
（公社）鹿沼日光法人会
（☎0289-65-1121）
または、各ブロック事務

(公社)鹿沼日光法人会事務局
(☎0289-65-1210)
または、各ブロック事務局まで。

つきましては、今後については、会員各位からの要望があつた場合に限り、配布させていただくことといたしますので、会員証シールが必要な会員の方は、事務

しかし、e-Taxでの申告等、ダイレクト納付への移行に伴い、シール制度の見直しを実施しております。

当会では、これまで、法人会の会員の証として、会員証シール、各種説明会等受講シールを配布してまいりました。

「人間五十年」は50歳ではない

フリーランスライター

藤木順平

今年の新入社員も仕事に慣れ、仲間との飲み会では上司の「品定めをするころだが、「上司にしたい戦国武将は?」という、あるアンケート調査で1位になつたのは織田信長。強いリーダーシップ、分け隔てのない徹底した実力主義などが認められたようだ(実際にこの人が上司だと部下はつらいと思うけどね)。

天正10年(1582年)6月2日未明、本能寺で部下の明智光秀に急襲された信長は――

人間五十年 下天(げてん)の内をくらぶれば 夢幻のごとくなり:(幸若舞『敦盛』)

――と謡い舞つたのち自害したとか。このとき、信長49歳。まさに「人間五十年」、自分の寿命を言い当てた信長さんの威光いや増すしだいだが、『仏教とつておきの話366』(ひろさちや著)によると、実はそうではないらしい。

主題はその先の「下天」にある。下天とは天界に住む一番位の低い天人のこと。とはいえ下天の寿命は500年。さらに、1日は人間の50年に相当するところから、ざつと計算して下天には900万年以上の寿命があるのだ。

人間、汗水流して苦労して生きた50年も、"平の天人"のたつた一昼夜でしかない。人間はなんてむなしい存在だ、ということだ。

これからは、せめて、下天の一昼夜を目指して生きようよ。

【作者略歴】

藤木順平(ふじき・じゅんぺい)(本名・藤田順一)フリーランスライター。

1976年早稲田大学卒業。

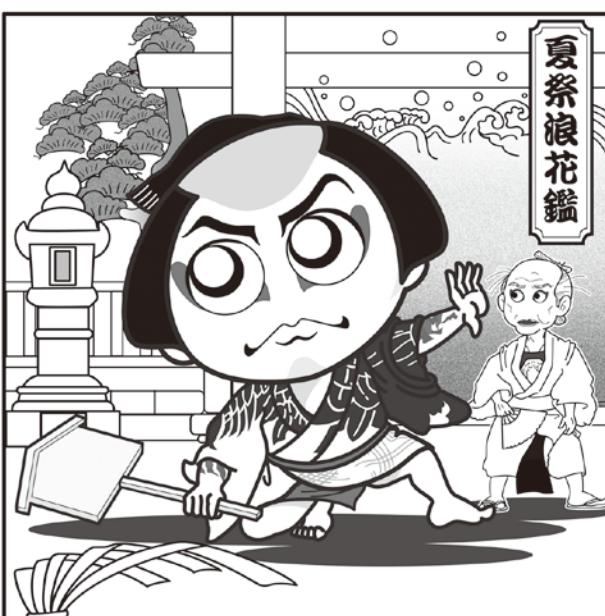
NHK「てんぐく笑劇場」の台本執筆勉強会に参加。日本テレビ「アメリカ横断・ウルトラクイズ」のクイズ作家として5年間番組に加わる。芝居・漫才の台本・コントなどを執筆するかたわら、ことわざや笑いを通じての「人間探求」をテーマにした講演を行なう。1993年から2007年まで㈱エフシー総合研究所に勤務、労働組合などの広報紙向けに雑学系の原稿執筆やパズル・クイズの作成を担当する。

7つの間違い探し

※右の絵と左の絵には相違点が7ヶ所あります。
見つかりますかな?(答えは12Pにあります)

■作者紹介 神谷一郎(かみや いちろう)

イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大学法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)





法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



宇都宮支社/宇都宮市大通り4-1-18
TEL 028-622-2641



宇都宮支店/栃木県宇都宮市大通り4-1-18
(宇都宮大同生命ビル8F) TEL 028-627-3011

・・・表紙の写真説明・・・

栃木県（日光市）と群馬県（片品村）との境界に位置する。中腹の金精峠は、日光山の僧や修験者たちの修行の場として開かれたといわれ、峠の頂には金精神社が祭られている。金精峠からは、男体山や湯の湖の絶景が眺められる。

■発行所 公益社団法人 鹿沼日光法人会
〒322-0074 鹿沼市日吉町 718-2 TEL 0289-65-1201
■発行人 会長 / 高橋 宏
編集人 / 広報委員会